

「宮城県大河原商業高等学校部活動に係る活動方針」（令和元年度改訂版）

1 趣旨

本校の部活動は、スポーツや文化に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部の顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を涵養させることを目的とする。

また、部活動をとおして、同じ目的を持った仲間と学級や学年を超えて活動することにより、人間性や社会性を養い、社会人として望ましいコミュニケーション能力を身に付け、自分自身の可能性を信じて限界に挑戦し、困難を乗り越えようとするたくましい心を育てる。

2 休養日

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日に1日、土曜日及び日曜日に1日以上)
- (2) 週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (3) 長期休業中も学期中の休養日の設定に準じた扱いとする。
- (4) 長期休業中は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

3 活動時間等

- (1) 1日の活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度とする。
- (2) 定期考査日一週間前と考査期間中の部活動は原則として停止し、教科活動に専念させる。
ただし、大会やコンクールの前等、特別な事情がある場合は限定的に認める場合がある。
- (3) 休養日・活動時間については、上記の内容を原則とするが、大会やコンクール等の前の時期は「ハイシーズン」として活動日等を増やし、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保する。
- (4) 規定等詳細は別に定める。

4 活動計画の作成・提出・公表等

- (1) 「部活動に係る活動方針（休養日及び活動時間等の設定含む）」及び「活動計画（報告含む）」等を作成し、ホームページ等に掲載し公表する。また、「部活動に係る活動方針」は毎年度作成し年度はじめに更新する。
- (2) 部活動顧問は「年間活動計画」及び「毎月の活動計画・毎月の活動実績」を作成し校長（教頭）に提出する。
 - ① 「年間活動計画」は4月10日（10日が休日の場合は翌日）までに作成し校長（教頭）へ提出する。
 - ② 「毎月の活動計画・毎月の活動実績」については、5月以降毎月1日（1日が休日の場合は翌日）に校長（教頭）へ提出する。